

2. ポスト新長期規制適合車導入に係る融資

- 公募融資枠 5億円

- 融資対象事業 ポスト新長期規制適合車（※1）を導入する場合の資金。
※1 ポスト新長期規制適合車とは「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（平成20年3月25日国土交通省告示第348号）による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車をいう。

※ホームページの「ポスト新長期規制適合車の識別表」をご参照下さい。

- 融資条件
 - 1 融資限度額は、個別企業体・共同体ともに3,000万円
 - 2 近代化・合理化に係る融資を受けている場合でも申込みができる。
 - 3 取得の登録は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までにを行うものとする。
 - 4 公募期間、融資対象者、償還方法、再融資の制限、取扱金融機関、申込方法等その他 必要事項は近代化・合理化に係る融資の場合と同じ。

- 利子補給率 この制度融資の借入者に対し、（公社）熊本県トラック協会は次の補給率により利子補給を行うものとする。

借入者	共同体及び個別企業体
利子補給率	年0.5%

- 設備完成報告 設備完成（購入）後すみやかに所定様式により自動車検査表等を添付のうえ、報告すること。

- ご注意 トラック協会の融資推薦は、融資の推薦と融資が実現した場合の利子補給のみで、取引資格・信用調査等最終的な融資決定の判断は金融機関の審査によります。